

令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

1. 3Rなどの推進

(1) 3Rについての普及啓発・意識醸成

- ① 県民及び事業者における環境に配慮した取組の推進（省資源等に資する製品の選択、サービスの利用、3Rの実践など）

(1) 事業目的

県民生活や事業活動において環境に配慮した取組を定着させるため、資源の有効利用や循環利用について、普及啓発を実施します。

(2) 取組状況

3Rに関する取組を行う企業・団体やリサイクル製品の情報を県民及び事業者に向けて発信しました。

- ① ホームページやパンフレットによる広報（しまエコショップ、しまねグリーン製品など）
- ② 啓発広報動画作成及び配信（しまエコショップ、しまねグリーン製品）

(3) 参考情報

ホームページ（特設サイト）

- ① しまエコショップ

<https://shop.shima-eco.net/>

- ② しまねグリーン製品

<https://green.shima-eco.net/>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

1. 3Rなどの推進

(2) 市町村との連携等

- ① 市町村の廃棄物処理体制の見直しの際の助言
- ② 先進的な取組についての情報提供

(1) 事業目的

市町村への助言及び有益な情報の収集・提供を実施することにより、一般廃棄物の減量化、再利用、再生利用（3R）の取組を促進します。

また、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築に向けて、市町村と連携して広域的かつ計画的なごみ処理施設の整備を推進します。

(2) 取組状況

市町村が廃棄物の3Rを推進するため、総合的に廃棄物処理施設の整備を進める「循環型社会形成推進地域計画」※1を策定する際、必要な技術的助言を行うとともに、県内外における他の市町村等の3Rの推進に関する先進的な取組の情報を収集し、提供を行っています。

また、「島根県環境総合計画」（令和3年3月）に掲げるごみ処理の広域化に向けた施策を推進するための基本的な考え方を示すものとして、令和4年3月に「島根県ごみ処理広域化・集約化計画」を改定しました。令和4年度は、当該計画に基づき、東部・西部・隠岐の各ブロックに市町村、一部事務組合及び保健所を構成機関とする協議会を設置し、ブロック毎に会議を開催し有益な情報共有や意見交換等を行いました。

《用語解説》

※1 循環型社会形成推進地域計画

一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、国庫補助制度による支援が不可欠です。環境省の補助金・交付金は、この計画に位置づけられた施設（ストックヤード、リサイクルセンター、ごみ焼却施設、最終処分場等）整備に対して交付されます。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-5261

令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

1. 3Rなどの推進

(3) 再資源化などの推進

① 廃棄物の発生抑制や再生利用等に関する基礎研究や技術開発の支援

(1) 事業目的

産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量を促進し、これによって産業廃棄物の循環的な利用に関する産業の活性化を図ることを目的に、県内事業者等が行う研究開発を支援するとともに、島根県産業技術センター等の公設試験研究機関においてその技術に関する基礎研究を行い、県内事業者等の活動を支援しています。★

(2) 取組状況

① 産業廃棄物3R技術開発補助事業（旧事業名称：資源循環型技術補助事業）★

令和4年度は、補助実績がありませんでした。

② 資源循環型技術基礎研究実施事業★

令和4年度において、以下のとおり公設試験研究機関において基礎研究が行われました。

ア ハイドロキシアパタイトによる鉍さい中のフッ素の不溶化

イ 石炭灰を用いた窯業建材・土木資材の開発に関する基礎研究

★は、第5章－第3節－(1)－③と同内容です。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 産業振興課	0852-22-6019

令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

1. 3Rなどの推進

(3) 再資源化などの推進

② 廃棄物の減量化や再資源化に効果のある施設設備の導入・更新への支援

(1) 事業目的

産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による減量その他適正な処理の推進に係る施設及び設備（以下「施設等」という。）の整備費を助成し、その整備を促進することにより、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の早期実現を目指します。

(2) 取組状況

「産業廃棄物3R推進施設等整備費補助金」により、令和4年度は5件の事業を採択し、令和5年度へ繰越した3件を除く2件について産業廃棄物処理業者が実施する施設等の整備費用の一部を助成しました。（資料編：表1）

事業実施に当たっては、助成対象となる事業内容の周知を行うとともに「フォローアップ調査」として補助事業者に対して前年度の施設等の利用実績や意見等の照会を行い、制度等の見直しにつなげるための取組を行っています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6167

令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

1. 3Rなどの推進

(3) 再資源化などの推進

- ③ 県内の優れたリサイクル製品の認定及び利用促進
- ④ 廃棄物の発生抑制や再生利用など、環境配慮型経営を進める事業者への支援

(1) 事業目的

循環資源の有効利用、リサイクル製品の普及・利用促進による、循環型社会の形成。

(2) 取組状況

① しまねグリーン製品の認定及び利用促進

循環資源※1の利用促進により、廃棄物の発生抑制・再資源化を推進するため、県の定めた認定基準を満たしたリサイクル製品を、しまねグリーン製品+(プラス)※2として認定しました。

(認定製品数：24社 111製品)

また、しまねグリーン製品の普及・利用促進を図るため、下記の支援等を行いました。

ア 展示会に係る出展費用の補助(しまねグリーン製品認定事業者向け)

イ 県、市町村の公共工事での利用に係る補助(県、市町村向け)

ウ パンフレット作成及び業界紙等での広報等(しまねグリーン製品認定事業者向け)

(3) 参考情報

しまねグリーン製品に関するホームページ

<https://green.shima-eco.net/>

《用語解説》

※1 循環資源

循環型社会形成推進基本法で定義されたものであり、廃棄物等(無価値である廃棄物及び使用済製品等や副産物等で有価のもの)のうち有用なものを指します。実態的には「廃棄物等」はすべて有用なものとしての可能性を持っていることから、循環資源は「廃棄物等」と同等であるといえます。有価・無価という違いを越えて廃棄物等を一体的に捉え、その発生抑制と循環的利用(再使用、再生利用、熱回収)を推進するために考案された概念です。

※2 しまねグリーン製品・しまねグリーン製品+(プラス)

循環資源を利用した製品の普及・利用促進を図るため「しまねグリーン製品認定制度」で認定された製品。

循環資源の再資源化を推し進め、廃棄物の発生を抑制し、循環型社会の形成及び地球温暖化の防止を図ると同時に環境に配慮した県産品を育成しています。

令和3年度より、脱炭素化への寄与を認定基準に加えた「しまねグリーン製品+(プラス)」として認定を行っています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

1. 3Rなどの推進

(4) 個別リサイクル法などによる3Rの推進

① 多量に排出する事業者に対する発生抑制や再生利用等の指導

(1) 事業目的

産業廃棄物を多量に排出する事業者に対して、排出抑制、分別、再生利用及び適正処理に関する指導を行い、廃棄物の減量化を進めます。

(2) 取組状況

産業廃棄物の多量排出事業者（年間排出量1,000t以上、特別管理産業廃棄物については50t以上）に対して、産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書の提出を指導しました。また、計画書、実施状況報告書についてホームページで公開しました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6167

令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

1. 3Rなどの推進

(4) 個別リサイクル法などによる3Rの推進

② 建設リサイクル法や自動車リサイクル法などに基づく事業者への指導・監視

(1) 事業目的

建築物等の分別解体や再資源化、また廃自動車の適切な引取や再資源化を促進することにより、廃棄物の減量化を推進します。

(2) 取組状況

年2回、労働基準監督署及び市町村、建設部局、保健所と連携して建築物等の解体工事への現場パトロールを実施し、分別解体の徹底（石綿含有建材の分別等）による廃棄物の減量化及び発生した廃棄物の適正処理（フロン類やPCB）を指導しています。

また、使用済自動車の再資源化等に関する法律※1に基づき、廃自動車が最終的に資源として活用されるために、県の許可を受けた解体業者及び破碎業者に対して有用物品やタイヤ、エアバックなどの適正な回収及びプレス・せん断された廃自動車のシュレッダー業者等への適切な引き渡し等について指導しています。

《用語解説》

※1 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)

平成17年1月から施行された使用済自動車の再資源化に係る法律。資源としての価値が高い使用済自動車について、自動車の所有者、自動車製造業者、都道府県の登録を受けた引取業者及びフロン回収業者、都道府県の許可を受けた解体業者及び破碎業者それぞれの役割を分担することによって、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保などを図っています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6563

令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

1. 3Rなどの推進

(4) 個別リサイクル法などによる3Rの推進

③ 容器包装リサイクル法、小型家電リサイクル法等の県民への普及啓発

(1) 事業目的

県民への容器包装リサイクルや小型家電リサイクルの法制度を周知し、有効利用がなされるようにします。

(2) 取組状況

容器包装リサイクル法に基づき、「第10期島根県分別収集促進計画」を定め、市町村と連携し、分別収集・再商品化を推進しています。

また、小型家電リサイクル法をはじめとする各種リサイクル法について法制度、パンフレットなどの周知を行っています。

(3) 参考情報

第10期島根県分別収集促進計画

(廃棄物対策課ホームページ > 「分別収集促進計画」の部分)

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/haiki/ippan_haikibutsu/

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6563

令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

1. 3Rなどの推進

(4) 個別リサイクル法などによる3Rの推進

④ 農畜産分野での3Rの推進（家畜排泄物の堆肥化や、農業用廃プラスチックのリサイクルなど）

(1) 事業目的

家畜排せつ物に起因する環境汚染を防ぐため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」※1に基づき、家畜排せつ物の適正処理を推進します。

農業用廃プラスチックについて、リサイクルを基本とした適正処理を推進します。

(2) 取組状況

① 土壌還元の促進

家畜排せつ物の有効な利活用を促進するため、耕種農家に堆肥利用マップを提供し、耕畜連携の取組みを推進しています。

② 実態把握と指導體制の整備

畜産業に起因する環境汚染の改善を図るため、各農林水産振興センター等が市町村と連携して環境汚染の実態を把握し、畜産の経営形態に即した具体的な指導を実施しています。

③ 助成・融資などの措置

家畜排せつ物を適正に処理するために施設整備等を行う畜産農家に対して、各種補助事業やリース事業、融資事業の活用を支援しています。（資料編 参照）

④ 農業用廃プラスチックの処理

農業用廃プラスチックは、県内各地域に適正処理推進協議会が設置され、県全体で適正処理の推進を図っています。

《用語解説》

※1 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資することを目的とする法律

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 畜産課 農山漁村振興課	0852-22-5137

令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

2. 食品ロスの削減

(1) 組織的な推進

- ① 「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」による他自治体との連携協力
- ② 「島根県食品ロス削減庁内連絡会議」による関係部局の連携推進
- ③ 官民連携による普及啓発（「しまねエコライフ推進会議」等との連携）

(2) 食品ロスの発生抑制

- ① 家庭での食品ロス削減の推進（計画的な購入・調理、使い切りなど）
- ② 宴会や外食での食品ロス削減の推進（30・10運動）
- ④ 事業者と連携した普及促進（食品関連事業者、業界団体等との連携）

(3) 未利用食品等の活用

- ① フードバンク活動への支援

(1) 事業目的

全国の自治体、関係部局、県内団体等と連携し、家庭や外食における食品ロス※1の発生抑制に向け、食べ物を無駄にしない意識の醸成・定着や、具体的な実践を促す啓発を実施します。

(2) 取組状況

- ① 「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」※2に参加し、全国の食品ロスの取組事例を収集するとともに、県内市町村にも共有し、食品ロス削減に向けた取組の推進を図りました。
- ② 島根県食品ロス削減庁内連絡会議を通じ、関係部局と連携した食品ロスの取組の推進を図りました。
- ③ 家庭での食品ロスを削減するため、「食材の使い切り」や「食べ残し削減」の普及啓発を実施しました。
- ④ 宴会での食べ残しを削減するため、県内市町村や関係団体を通じて「30・10運動」※3の取組を呼びかけました。
- ⑤ 県内の小売店舗と連携し、すぐに食べる食品を購入する際は商品棚の手前から取ろうという「てまえどり」の取組を呼びかけるとともに、啓発動画を作成し、SNSで発信しました。

(3) 参考情報

おいしい食べきり運動（食品ロスの削減）に関する県ホームページ

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/junkan/oishiitabekiri.html>

《用語解説》

※1 食品ロス

本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のこと。

※2 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会

「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する地方公共団体により、広く全国で食べきり運動等

を推進し、以て3Rを推進すると共に、食品ロスを削減することを目的として設立された自治体間のネットワーク。

※3 30・10運動

<乾杯後30分間>は席を立たずに料理を楽しみましょう！、<お開き10分前>になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう！と呼びかけて、宴会時に発生する食品ロスの削減につなげる取組。

【担当課】

所 属 名	問い合わせ先
(主) 環境政策課 環境生活総務課 地域福祉課 健康推進課 青少年家庭課 薬事衛生課 しまねブランド推進課 農山漁村振興課	0852-22-6379

令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

2. 食品ロスの削減

(2) 食品ロスの発生抑制

③ 食品ロスに関する消費者教育の推進（出前講座、啓発資料の作成・配布など）

(1) 事業目的

持続可能な社会の実現にむけて、食品ロスに関する知識や取組の普及を通じ、食べ物を無駄にしない意識の醸成と、その定着を図ります。

(2) 取組状況

① 消費者問題出前講座の実施

食品ロス削減を含む消費者問題に関する出前講座を県内の教育機関（小中学校、高等学校、高専、大学、各種専門学校等）、職場等で実施しました（実施回数：96回、受講者数：4,373名）。

② リーフレットを活用した授業の実施

啓発リーフレット「未来を変える エシカル消費」を県内中学校、高等学校等へ配布し、本リーフレットを活用した授業が実施されました（実施：47校、配布数：6,234部）。

③ 消費者月間における取組

毎年5月の消費者月間における取組として、県内各所でタペストリーを活用したパネル展示、啓発資料の配布を実施しました。

・パネル展示実施会場

島根県立図書館1階ホール、島根県庁本庁舎1階ロビー、松江地方合同庁舎1階ロビー、島根県民会館1階プロムナードギャラリー

④ 啓発資料の作成

食品ロスやエシカル消費※1に関する内容を記載した広報誌や啓発資料を作成し、県内市町村や学校等へ配布したほか、啓発用タペストリーを制作し、市町村や団体等へ貸出を行いました。

ア 広報誌「くらしの情報」

発行年3回（8、12、3月） 発行部数計：24,000部

イ 啓発リーフレット「未来を変える エシカル消費」

作成数：2,000部

ウ 啓発用タペストリー

制作数：5種類

⑤啓発資料の活用

(3) 参考情報

① 消費者問題出前講座について

消費者問題出前講座に関する県ホームページ

<https://www.pref.shimane.lg.jp/life/syoku/shohi/center/demaekouza/>

② エシカル消費について

エシカル消費に関する県ホームページ

https://www.pref.shimane.lg.jp/life/syoku/shohi/kurasi_info/ethical.html

③ 消費生活情報について

県が提供する消費生活関連情報ホームページ

https://www.pref.shimane.lg.jp/life/syoku/shohi/kurasi_info/

《用語解説》

※1 エシカル消費（倫理的消費）

地域の活性化や雇用等を含む人や社会・環境等に配慮した消費行動のこと。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境生活総務課	0852-22-5103

令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

2. 食品ロスの削減

(2) 食品ロスの発生抑制

⑤ 学校等での「食育」における食品ロス削減の推進

(1) 事業目的

学校等において「食育」における食品ロス削減の推進の啓発を行っています。

(2) 取組状況

栄養教諭や学級担任を中心に命の大切さや食への感謝の気持ちを養うなど、給食の時間や教科等を通じて、子どもたちへの理解と実践を促進しています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 保健体育課	0852-22-5425

令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

2. 食品ロスの削減

(3) 未利用食品等の活用

- ② 賞味期限前の災害時用備蓄食料の有効活用（市町村、社会福祉施設等への提供、防災講習会等での活用）

(1) 事業目的

備蓄物資整備計画に基づき更新する災害時用備蓄食料について、賞味期限前に関係機関に提供し有効活用する。

(2) 取組状況

賞味期限前（おおよそ6月前）に、市町村、社会福祉協議会等へ需要を照会し、賞味期限前（おおよそ3月前）に提供している。

令和4年度実績：保存用クッキー・ビスケット39,000食、アルファ化米2,100食、粉ミルク56缶、液体ミルク72本、飲料水5,400ℓ

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 防災危機管理課	0852-22-6380

令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

2. 食品ロスの削減

(3) 未利用食品等の活用

③ 食品廃棄物の活用促進（飼料化、肥料化、エネルギー化など）

(1) 事業目的

食品残さ等を原料とした飼料や肥料の製造・販売の適切な実施により、飼料や肥料の安全性を確保するとともに、食品循環資源の再生利用を促進します。

(2) 取組状況

①飼料化

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づき、食品残さを原料とした飼料の製造・販売を実施する事業者からの各種届出の受理及び立入検査を実施しています。

今後更に、食品残さ等の再利用を促進する意義について、県民や事業者へ普及啓発が必要です。

一方、家畜飼料としての再利用は、家畜伝染病予防の観点から加熱処理等が厳格化され、その安全性が重視されることから、慎重に取組を進めていく必要があります。

②肥料化

「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づき、食品残さを利用して堆肥を生産する事業者から届出を受けています。

また、県で開発した堆肥高温発酵処理システムやエア供給装置を普及することで食品残さの堆肥化を進める必要があります。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 農山漁村振興課 畜産課	0852-22-5138

令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

3. 適正処理の推進

(1) 事業者指導及び監視強化

① 排出事業者や産業廃棄物処理事業者等への立入・指導による適正処理の推進

(1) 事業目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく監視指導を通じて産業廃棄物の適正処理の確保を図るとともに、不法投棄の防止を徹底します。

(2) 取組状況

産業廃棄物の排出事業者及び産業廃棄物処理業許可業者に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく立入検査等を継続的に行い、産業廃棄物の適正処理を指導しています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6790

令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

3. 適正処理の推進

(1) 事業者指導及び監視強化

② 優良な産業廃棄物処理事業者の育成

(1) 事業目的

産業廃棄物処理業の許可を申請する者に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、施設や申請者の能力及び経理的基礎等の審査を行うことで、産業廃棄物の適正な処理が行われることを目的としています。

(2) 取組状況

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の基準により審査を行い、産業廃棄物処理業の許可を行っています。

また、産業廃棄物の適正処理を推進するためには、排出事業者が信頼性の高い処理業者を選択できる仕組みを構築することが必要であり、通常の許可基準よりも厳しい基準（優良基準）をクリアした産業廃棄物処理業者について県が認定するなど、優良な処理業者を育成する取組みも行っています。認定事業者については県のホームページにより公開しています。

併せて、（一社）しまね産業資源循環協会と連携し、産業廃棄物処理業者が優良認定産業廃棄物処理業者となるためのプロセス等についての講習会等を実施しています。

(3) 参考情報

優良産廃処理業者認定事業者一覧

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/haiki/sangyo_haikibutsu/hyokalist.html

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6302

令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

3. 適正処理の推進

(1) 事業者指導及び監視強化

- ③ 不適正処理の撲滅（市町村や警察などと連携した監視パトロール、監視カメラなどの設置）
- ④ 関係機関と連携した情報共有と対応（「島根県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」などとの連携）

(1) 事業目的

未だ根絶に至っていない不法投棄などの不適正処理を防止します。

(2) 取組状況

不法投棄されやすい地域を重点監視地域に指定し、啓発看板や監視カメラの設置、不法投棄監視モニターの配置を行い、市町村とも連携して定期的なパトロールを実施しました。また、保健所に配置された警察職員OBの廃棄物適正処理指導員により、県警と連携した不法投棄防止の活動を行いました。

環境省、海上保安庁、県警本部、（一社）しまね産業資源循環協会から構成される「島根県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」による一斉監視パトロールを春と秋の年2回行うと共に、環境保全への理解と関心がある企業等の協力団体による日常業務での監視パトロールや通報を行うなどの連携を行っています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
（主）廃棄物対策課	0852-22-6790

令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

3. 適正処理の推進

(2) 施設整備の推進

- ① 市町村の一般廃棄物処理施設の整備・維持管理への助言
- ② 市町村の一般廃棄物処理計画の見直しの際の助言

(1) 事業目的

一般廃棄物の処理は市町村の責務となっており、市町村は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定により一般廃棄物処理計画を定め、同計画に基づき、適正処理を推進するとともに、同計画に沿って施設整備を進めます。県は市町村の取組の支援を行うことで、一般廃棄物の適正処理の推進及び、施設整備の確保を図ります。

(2) 取組状況

市町村が廃棄物の適正処理を推進するため施設整備を行う際や、一般廃棄物処理計画の見直しを実施する際に、必要な技術的助言を行っています。

また、処理施設の維持管理が適正に行われるよう、適宜立入検査を行っています。

令和4年3月に、持続可能な適正処理の確保に向けて、「島根県ごみ処理広域化・集約化計画」を改定しました。令和4年度は当該計画に基づき、東部・西部・隠岐の各ブロックに市町村、一部事務組合及び保健所を構成機関とする協議会を設置し、ブロック毎に会議を開催し有益な情報共有や意見交換等を行いました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-5261

令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

3. 適正処理の推進

(2) 施設整備の推進

③ 公共関与産業廃棄物最終処分場の確保

(1) 事業目的

産業廃棄物の最終処分場については、民間での新規設置が困難な状況であり、適正処理を進めるため、公共関与による最終処分場を確保する必要があります。

(2) 取組状況

事業者、市町村、県が出捐して（財）島根県環境管理センターを平成4年3月に設立して、県全域から産業廃棄物を受け入れるために、「クリーンパークいずも」を整備し、平成14年4月から供用しています。

平成19年11月に管理型第2期処分場、平成28年12月に管理型第3期処分場の整備を行い、平成29年3月に供用を開始しました。（埋立容量：67万 m^3 ）

なお、当センターは、島根県における産業廃棄物の広域的な処理の確保を図るため、平成12年12月に国から「廃棄物処理センター」の指定を受けています。

また、平成23年4月に県の認定を受けて、公益財団法人へ移行しました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6167

令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

3. 適正処理の推進

(2) 施設整備の推進

④ 安全で信頼のできる産業廃棄物処理施設を設置するための指導

(1) 事業目的

産業廃棄物処理施設※1を設置しようとする者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、当該施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長。本県の場合、松江市長）の許可が必要です。産業廃棄物処理施設には、生活環境保全上の支障を生じさせないよう構造基準、維持管理基準等が定められています。

また、島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱※2において設置許可の申請に先立ち、関係住民への説明等を求める事前協議制度を定めています。

こうした法律や基準、指導要綱の趣旨に沿った施設の設置を進め、住民の理解と安全で信頼できる施設の確保を図ります。

(2) 取組状況

令和4年度は産業廃棄物処理施設に関する5件の設置許可申請に対して、許可要件に適合しているか審査を行いました。（松江市内のものを除く）

また、6件の事前協議手続きを実施しました。（松江市内のものを除く）

令和4年度末における県内の産業廃棄物中間処理施設の設置数は224施設、産業廃棄物最終処分場の設置数は17施設です。詳細については、資料編：表1及び2に記載しています。

《用語解説》

※1 産業廃棄物処理施設

廃プラスチック類処理施設、最終処分場その他の処理施設であって政令で定めるものをいいます。

※2 島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱

産業廃棄物の適正な処理を推進するために必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、平成5年に制定されました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6302

令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

3. 適正処理の推進

(2) 施設整備の推進

⑤ 産業廃棄物処理施設に対する立入検査等による適正な維持管理を確保

(1) 事業目的

稼働中の産業廃棄物処理施設は維持管理基準等に基づいた適切な管理が求められます。

産業廃棄物処理施設の不適正な管理による生活環境の保全上支障が生じないように稼働中の施設に対する監視・指導等を実施し、施設の適正管理の推進を図ります。

(2) 取組状況

令和4年度は産業廃棄物処理施設への立入検査を58件実施し、必要に応じて指導を行いました。

(松江市内のものを除く)

また、産業廃棄物最終処分場に対する監視の一環として、産業廃棄物最終処分場における放流水等及び地下水の水質の調査を行っています。令和4年度は5施設において放流水・浸透水及び地下水等中の有害物質等を測定した結果、全ての施設で基準以内でした。詳細については、資料編：表1のとおりです。

産業廃棄物焼却施設における排ガス中のダイオキシン類濃度を調査した結果は、全ての産業廃棄物焼却施設について排出基準以内であることを確認しています。詳細については、資料編：表2のとおりです。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6302

令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

3. 適正処理の推進

(3) 災害廃棄物の処理 [災害廃棄物処理計画参照]

① 研修等を通じた災害廃棄物処理計画の実効性向上

(1) 事業目的

災害廃棄物の円滑な処理に向けて、災害廃棄物の処理主体である市町村が作成する災害廃棄物処理計画の実効性を高めていく必要があります。

このため、助言及び研修による実効性の向上を図ります。

(2) 取組状況

災害廃棄物処理計画には災害廃棄物の処理に必要な様々な事項が記載されていますが、発災後2週間以内の初動期の対応能力を高めるため、初動対応についてより具体的な手順を示した「災害廃棄物処理に係る初動対応マニュアル」を作成しました。このマニュアルをもとに、県、市町村及び一部事務組合の職員を対象とした仮置場の設営・運営に係る訓練を実施し、発災時の速やかな仮置場の開設、運営について理解を深めるとともに、市町村の知識向上及び関係機関との連携強化を図りました。

訓練を通じて災害廃棄物処理に関する担当者の知見を深めること等により、県内における災害廃棄物処理計画策定済の市町村は令和4年3月末時点では14市町でしたが、令和5年3月末時点では16市町まで増えています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6563

令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

3. 適正処理の推進

(3) 災害廃棄物の処理 [災害廃棄物処理計画参照]

② 環境省や中国地方4県などとの大規模災害時における広域連携・協力体制の推進

(1) 事業目的

大規模災害時においては、人材、資機材の確保及び専門的な知識を有した者の助言が不可欠です。また被災地の早期復興に向けて、災害廃棄物の早急な処理が必要です。このため、環境省、隣接県との連携及び協力体制の構築を推進します。

(2) 取組状況

災害廃棄物が大量に発生した際の環境省や隣接県との連携や協力体制について、中国地方の災害廃棄物対策ブロック協議会・幹事会で検討を行いました。また、同協議会で定めている災害廃棄物対策行動計画について、実効性を高めるため、訓練等を通じて改定に向けた検討を行いました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6563

令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

3. 適正処理の推進

(4) 海岸漂着物対策の推進 [海岸漂着物等対策推進地域計画参照]

- ① 海岸管理者、市町村、地域住民等との連携による海岸漂着ごみの円滑な処理
- ② プラスチックごみをはじめとする海岸漂着ごみの発生抑制（環境学習などを通じた普及啓発）
[第4章－1参照]

(1) 事業目的

- ① 海岸管理者や市町村と連携し、海岸漂着物を速やかにかつ円滑に処理します。★
- ② 海岸漂着ごみの由来などを学習することで、発生抑制につなげます。★

(2) 取組状況

- ① 海岸管理者や市町村と連携し、国内外から漂着しているごみの回収をボランティア、業者委託等により実施しています。令和4年度は海岸を保有している10市町村で実施し、プラスチック類や流木など合計1457tの海岸漂着ごみを回収・処理しました。★
- ② 海岸漂着ごみの発生抑制事業として、小学生を対象に海岸漂着ごみの調査をおこない、海岸漂着ごみの由来を学習するなどの普及啓発活動を実施しました。その他に海岸漂着ごみの組成調査を実施しました。★

★は、第1章－第3節－(1)－⑪と同内容です。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課 環境政策課	0852-22-6739

令和5年版環境白書（資料編）

第4章 循環型社会の形成

1. 3Rなどの推進

(3) 再資源化などの推進

② 廃棄物の減量化や再資源化に効果のある施設設備の導入・更新への支援

表1 産業廃棄物3R推進施設等整備費補助金助成事業

年度	事業名
R4	◆県内で排出される特定の産業廃棄物（汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、鋳さい、ばいじん）の発生抑制、減量化又はリサイクルを目的とする施設整備事業（4件） <※うち3件は令和5年度へ繰越> ◆がれき類の破碎施設整備事業（1件）

令和5年版環境白書 資料編

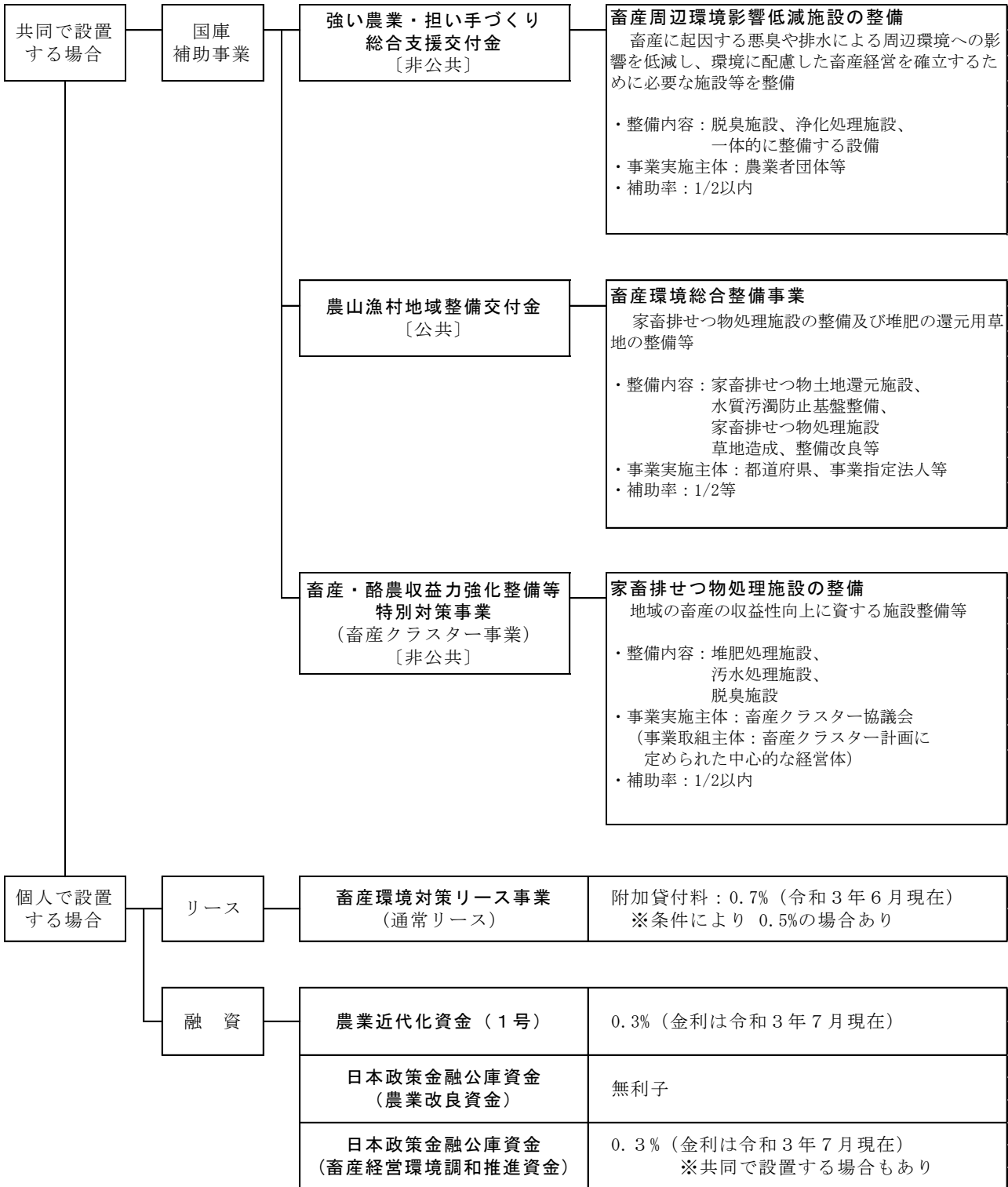
第4章 循環型社会の形成

1. 3Rなどの推進

(4) 個別リサイクル法などによる3Rの推進

④ 農畜産分野での3Rの推進（家畜排泄物の堆肥化や、農業用廃プラスチックのリサイクルなど）

図1 家畜排せつ物処理施設整備に係る主な事業と助成制度



令和5年版環境白書（資料編）

第4章 循環型社会の形成

3. 適正処理の推進

(2) 施設整備の推進

④ 安全で信頼のできる産業廃棄物処理施設を設置するための指導

表1 産業廃棄物中間処理施設設置状況（許可対象施設）

（令和4年度末現在）

設置者区分	事業者	処理業者	計
汚でいの脱水施設	0	3	3
汚でいの脱水施設（松江市）	0	3	3
汚でいの乾燥施設	0	3	3
汚でいの乾燥施設（松江市）	0	3	3
汚でいの焼却施設	0	2	2
汚でいの焼却施設（松江市）	0	1	1
廃油の油水分離施設	0	1	1
廃油の焼却施設	0	2	2
廃油の焼却施設（松江市）	0	2	2
廃プラスチック類の破砕施設	0	10	10
廃プラスチック類の破砕施設（松江市）	0	7	7
廃プラスチック類の焼却施設	0	2	2
廃プラスチック類の焼却施設（松江市）	0	2	2
木くず又ははがれき類の破砕施設（みなし許可施設含む）	3	121	124
木くず又ははがれき類の破砕施設（みなし許可施設含む）（松江市）	1	53	54
産業廃棄物の焼却施設（特定施設含む）	0	3	3
産業廃棄物の焼却施設（特定施設含む）（松江市）	0	2	2
計	4	220	224

表2 産業廃棄物最終処分場施設設置状況（稼働中許可対象施設）

（令和4年度末現在）

設置者区分	事業者	処理業者	計
遮断型処分場	0	0	0
安定型処分場	0	7	7
安定型処分場 （松江市）	0	3	3
管理型処分場	3	3	6
管理型処分場 （松江市）	0	1	1
計	3	14	17

令和5年版環境白書（資料編）

第4章 循環型社会の形成

3. 適正処理の推進

(2) 施設整備の推進

⑤ 産業廃棄物処理施設に対する立入検査等による適正な維持管理を確保

表1 産業廃棄物最終処分場（許可対象施設）監視指導調査結果（令和4年度結果）

施設区分	調査施設数	調査対象	基準適合数	基準超過数
管理型処分場	3	放流水	3	0
		地下水等	3	0
安定型処分場	2	浸透水	2	0
		地下水	2	0

注1) 測定項目 最終処分場に係る技術上の基準を定める省令による測定項目等及びダイオキシン類（ダイオキシン類は管理型のみ）

注2) 基準 最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に規定する排水基準等

注3) 松江市内含む

表2 産業廃棄物焼却施設（許可対象施設）種類別の排ガス中のダイオキシン類濃度

令和4年4月1日～令和5年3月31日の間に稼働中の施設

区分	施設数	排ガス中のダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m ³)	
		平均値	最小値～最大値
島根県内 ※松江市内除く	合計	2 (0)	1.3 0.34～2.2
	廃プラスチック類	1 (0)	0.34 0.34～0.34
	汚泥	全て廃プラスチック類に含む	-
	廃油	全て廃プラスチック類に含む	-
	その他（木くず等）	1 (0)	2.2 2.2～2.2
	未測定等	0	-
松江市内	合計	2 (2)	0.02485 (0.02485) 0.0067～0.043 (0.0067～0.043)
	廃プラスチック類	2 (2)	0.02485 (0.02485) 0.0067～0.043 (0.0067～0.043)
	汚泥	1 (1)	0.0067 (0.0067) 0.0067～0.0067 (0.0067～0.0067)
	廃油	全て廃プラスチック類に含む	-
	その他（木くず等）	全て廃プラスチック類に含む	-
	未測定等	0	-

注) () は新設の基準適用施設